6. 水道事業におけるエネルギー対策について

・エネルギー対策設備の導入支援について

水道事業は、全国の電力の約 0.8%を消費(平成 25 年度水道統計)するエネルギー消費 (CO₂排出)産業の側面も有している。一方で、省エネルギー対策の指標である単位水量 当たりの電力使用量は近年横這いにある。また、再生可能エネルギー利用事業者の割合は平 成 25 年度時点で 8.2%(平成 25 年度水道統計)であり、今後もエネルギー消費削減に向け た省エネ対策や再エネ設備の導入促進が求められている。

水道事業における対策促進施策としては、平成 25 年度より環境省と連携して「上水道システムにおける再エネ・省エネ等導入促進事業」による財政支援を行っており、これまで小水力発電設備やインバータ設備の導入等の事業が採択されているところである。本事業については、平成 28 年度も環境省と連携し、「上水道システムにおける省 \mathbf{CO}_2 促進モデル事業」として概算要求(26 億円)しているところであり、引き続き再エネ・省エネ設備の導入促進に向けて積極的に活用されたい。

また、本年度は環境省と連携し「水道施設への小水力発電の導入ポテンシャル調査事業」を実施している。本調査では、水道施設で有効利用されずに失われている未利用エネルギーについて調査を行い、小水力発電導入の有望箇所の抽出・整理を行っている。関係各位の本調査へのご協力に対し厚く御礼申し上げる。今後、調査結果をとりまとめの上、公開する方針であり、エネルギー対策の推進に向け活用されたい。

・ 水道事業における環境対策の手引書等について

エネルギー対策設備の導入に際しては、平成21年7月に改訂した「水道事業における環境対策の手引書」を公表しており、当手引き書において、水道事業者が環境・エネルギー対策を具体化していく環境計画の策定、進行管理に関する内容や具体例を盛り込んでいる。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律では、事業者に対して「①事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等」及び「②日常生活における排出抑制への寄与」という2つの努力義務を定めており、これらの努力義務について国は「事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表する」ものとされている。これらを受け、上水道・工業用水道部門の温室効果ガス排出抑制等指針の策定作業が進められており、当該指針の解説版として「上水道・工業用水道における温室効果ガス排出抑制等指針マニュアル(仮称)」の作成も同時に進められているところである。

各水道事業者等においては、これらの指針及びマニュアル類を参考に水道事業における環境対策の計画的推進に努められたい。

「水道事業における環境対策の手引書(改訂版)」

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/kankyou/090729-1.html